泉区における固定資産税(土地)の課税誤り及び不適切な証明書の交付について

固定資産税(土地)1件について、平成24年度から所有者を誤って課税していることが判明しました。対象者の皆様にはご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。

今後、正当な所有者への課税及び還付手続きを行ってまいります。

1 経過

令和4年9月28日、土地の所有者A様のご家族が、固定資産税評価証明書**(以下「証明書」という。)の申請で窓口にご来庁された際、税務システム上にA様のお名前で登録されている土地の記録がないことが判明しました。

そこで、ご家族が持ち合わせていた最新の土地の全部事項証明書(以下「登記簿」という。)を 拝見し、土地の所在地で検索したところ、その土地はB様の所有地として税務システムに登録され、本来A様に課税すべき固定資産税をB様に課税している実態が判明しました。

この際、ご提示いただいた登記簿にA様が所有者として登記されていること、A様のご家族が証明書の取得を急がれていることから、納税義務者氏名欄にB様のお名前が表記された証明書を、B様の承諾を得ずに、A様のご家族にお渡ししました。

※固定資産税評価証明書は、固定資産の評価額を証明する書類で、主に登記手続きの際に課される登録免許税を 計算するときなどに使用されるもので、税額を除く土地の所在地の他に、評価額、地目、地積、納税義務者の 氏名などが記載されています。

2 原因

平成23年当時、B様が新たに土地の所有権を取得されたという、法務局からの情報に基づき、B様の土地の情報を税務システムに登録する作業を行いました。この時、何らかの理由により、A様が所有されている土地についても、B様が同時に取得したものとして税務システムに誤登録してしまい、また、その後の点検が不十分であったためです。

3 本件への対応

10月5日にA様のご自宅を訪問し、謝罪及び経緯の説明を行うとともに、地方税法の規定により 平成30年度から令和4年度までの課税(税額で1,045,000円)を新たに行うことについて、ご了解 をいただきました。

また、窓口でA様のご家族にお渡しした、B様を納税義務者とする証明書は、正しい納税義務者をA様として作成し直し、差替えを行いました。

10月4日にB様のご自宅を訪問し、謝罪及び経緯の説明を行うとともに、平成24年度から令和4年度までについて還付(税額で2,201,700円)することについて、ご了解をいただきました。

4 漏洩した個人情報

- (1) これまでにB様へお届けした納税通知書(平成24年度から令和4年度)に記載された、A様の 土地の所在地、地目、地積、価格、課税標準額及び税額
- (2) A様のご家族に窓口でお渡しした証明書の納税義務者欄に記載されたB様のお名前

5 再発防止について

所有権の移転処理を行う場合は、税務システムへの登録後に、複数の職員による住所、氏名等を法務局の情報と照合することを徹底するとともに、証明書の交付についても個人情報の重要性を再認識し、再発防止に取り組んでまいります。

お問合せ先				
泉区税務課長	丸山	俊一	Tel 045-800-2350	